

離れて暮らす年金受給の親でも 扶養扱いにできる?!

要件を満たしてれば、扶養扱いにすることは可能です!



先日、とある顧問先従業員様から、ご両親を扶養に入れたいのご相談がありました。

- ①現在お二人とも年金を受給中、
- ②年金額は扶養に入ることができる範囲 ※1
- ③お住まいは別で、ご両親様に月X万円の仕送りをされている

という現況でした。
扶養に関するご相談はよく寄せられるもの。今回は、社労士資格取得に向けて勉強中のスタッフが、佐賀よりご対応を任せられました。
スタッフが年金事務所に伺ったところ…。

ここで問題となったのが、③の「別居」という点です。

別居の場合は、「扶養する側の仕送り金額が、扶養に入れたい方の年収を越えないと扶養とみなされない」というのが年金事務所の見解ということ。

今回のケースでは、ご相談者様の仕送り額が年金の額を上回らない難しい状況でした。

スタッフが帰所し、佐賀に相談したところ、以前の類似案件で「将来に向かって”年収を越える仕送りをする」ということで、年金事務所の職員を説得し、手続きをすすめることができたスタッフにアドバイス。

早速、その旨をご相談者様にご説明し、次の仕送りから増額のご対応いただくということで、無事、年金事務

所の了承を取り付けることができました。
「役所にダメと言われたから、ダメ」と諦めることなく、どうかお客様のご要望に沿えるように手を尽くすことの大切さも勉強できたと、スタッフにとっても非常に印象深い事例となりました。

※1 扶養に入ることができる年収の範囲とは
一般的には年収130万円未満、60歳以上の方、又は障害をお持ちの方は年収180万円未満

ちなみに同居の場合は、原則、「扶養に入れたい方の収入」が扶養者の収入の半分未満となります。しかし、扶養に入れたい方の収入が、扶養者の収入の半分以上の場合であっても、

- 1.扶養者の年収を上回らない
- 2.扶養者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる

上記2点を満たせば、扶養に入ることができる場合があります。また、仕送りは手渡しではなく通帳に送金するようにしてください。通帳に送金実績が残ることで、お手続きもスムーズになります。現金書留を利用される場合は、現金書留の控えを保存されると良いでしょう。

扶養のお手続きをはじめ、お困りごとはぜひ弊事務所までご相談ください。スタッフ一同心よりお待ちしております。よろしく願い申し上げます。



お困りごと、何でもご相談ください!!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。
「家族がリストラにあいそう」
「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」など
お困りごと、何でもご相談ください。

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F TEL.03-5249-3326 FAX.03-3598-1827
営業時間 9:00~18:00 定休日 土日祝 (※休日対応は個別にご相談ください。) <http://www.saga-sr.com>

～伝説の社労士事務所と呼ばれたい～ 労使相愛を実現する会



- 1 ごあいさつ
- 2 「逆ハラ」ご存知ですか?
- 3 しておきたい相続放棄
- 4 扶養に関する解決事例

社会保険労務士法人 佐賀事務所 代表 佐賀 豊

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F <http://www.saga-sr.com>
赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>

みなさん、元気にお過ごしでしょうか? この度「労使相愛を実現する会」と題しまして、社)佐賀事務所では ニュースレターの発行をスタートさせていただきます!!

このニュースレターでは、

- ・従業員(外国籍)との間で労務問題が発生した!
 - ・悪質なクレーマーにはどう対応すればよいか!
 - ・労基署や年金事務所の調査が入った!
 - ・従業員が「うつ病」になってしまった!
 - ・復職が見込めない従業員への対応はどうすればよいか!
 - ・不良従業員に不当解雇だと訴えられた!
 - ・辞めた従業員が残業代を支払えと迫ってきた!
 - ・社内コミュニケーションはどうとればよいか!
 - ・労働組合がやってきた!
 - ・資金繰りに窮して社会保険料が払えないかもしれない!
- 等々

あらゆる法人の最大公約数ともいべき困り事を解決するヒントだけでなく、トラブルを未然に防ぐ手立てについても綴ります。現場でご活用して頂ける様に、ノンフィクションの実例やエッセンスを変えない事例をベースにご紹介していきます。

私たちの想いは、顧問先企業の皆様方に、『社)佐賀事務所に人事労務を託してよかった!』と御評価いただきたいという一念に尽きます。

これから始まるニュースレターを通じて多くのご相談

を寄せていただき、全事案と一緒に解決していきたいです。
社長のお困り事は私たちの困り事、との気持ちです。

ブログは11年間で約3,000回更新しています。 継続力が強み!!

ニュースレターも一月一月事務所スタッフとチーム佐賀事務所のサポーターと一緒に、丁寧に積み上げて参ります。何としましても、来年出場する北極マラソン大会から生還しないと…ですね(笑)

これから始まるニュースレターを毎月お楽しみいただき、色々ご意見などをお聞かせいただければ幸いです。末永く、よろしくお願い申し上げます。

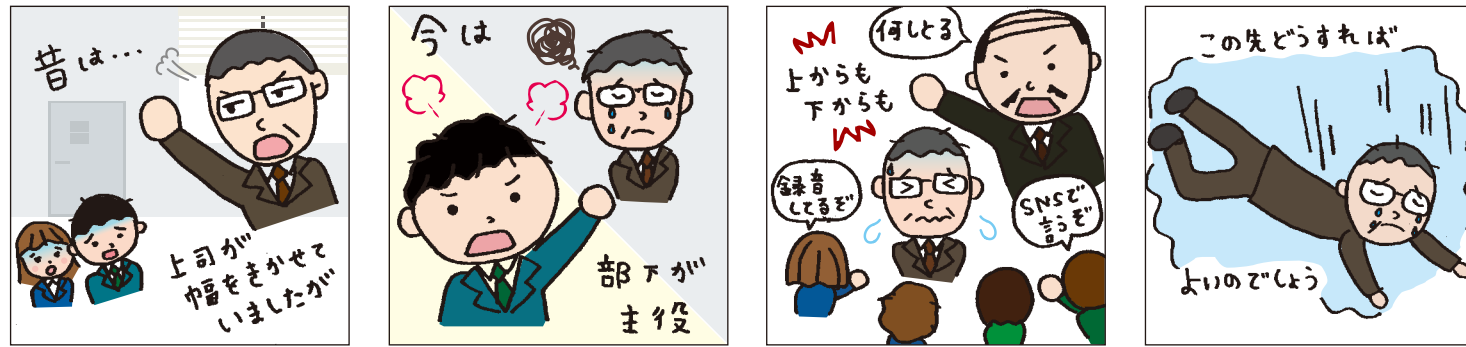
赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>



部下が上司に嫌がらせ?! **ご存知ですか?**

今やハラスメントは部下からも起こされる時代に突入!

『逆ハラ』



厚労省が定めるパワハラ定義は、

1. 同じ職場で働く者に対して
2. 地位や人間関係など職場内での優位性を背景に
3. 業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

の3つです。定義の2.からすると、上司から部下への行為が普通なのですが、最近じわじわ増えているのが、**部下から上司への逆パワーハラスメント。略して『逆ハラ』です。**

今回、ご相談があったのがまさにこのケース。いわゆる平社員Aさんが、部長はじめ、課長、主任といった役職者に対して数年に渡り嫌がらせを行い、被害者の方は精神科を受診するまでになってしまったというもの。

通常、役職者はその権限を持って、職場を乱す部下の行為を指導するものですが、Aさんの行為は余りにも稚拙で、役職者側が『これは職務上の指導なのか?』と悩んでしまったといいます。例えば、「部長が主任を打ったBB弾が跳ね返って自分に当たってケガをした」「訴えてやる」など、普通の社会人からすると意味不明な言いがかりで、真面目な方ほど考え過ぎてしまったのだとか。

Aさんに対する業務改善書は数年間で104回にものほり、こうなったらプロに解決してもらおうしかない!と佐賀に白羽の矢が立ちました。

そして、佐賀が今回選んだのは『力技』。

常識も良識もなく、「言われた事には支離滅裂でもとにかく言い返せば勝ち!」というタイプのAさんには法律押しで対応です。

精神科を受診されている役職者の方に診断書を取っていただき、労災を申請。8桁万円の賠償を審判とする民事の訴状を携えてAさんとの直接対決に臨みました。

「訴えてやる!」が口癖のAさんを、会社側が本当に訴える準備を整えたのです。

実際にAさんが訴えられた場合、Aさんが自分の弁護士を探し、まずは着手金をXX万円お支払い。弁護士を雇わない、または裁判を欠席すれば裁判に負け、これまでの客先への損害や精神科を受診されている役職者への慰謝料などで8桁万円のお支払い。万が一裁判に勝ったとすれば、8桁万円の8%の金額を弁護士さんに成功報酬として支払わなければならない。

どう転がってもAさんに有利な解決方法はない状況を、佐賀が作り出したのです。

敗北をAさんが受け入れるまで、約90分。最後の一押しは「自宅に内容証明を郵送しましょうか?」。会社では開き直った超!パワハラリストAさんも、奥さんには弱かったようです。

逆ハラは、役職者側が「自分の指導力が足りないのでは?」と思い詰めて表面化し難い傾向があります。一人で思い悩む前に、まず佐賀事務所にご相談下さい。

知っておきたい相続に関する知識 vol.1 ~相続放棄~



本コラムでは、誰でも当事者になる可能性のあるトラブルのうち、皆様には是非とも知っておいていただきたいことについて、数回にわたり解説をいたします。

今回は、「相続放棄」という制度についてご説明をしたいと思います。

「相続」というのは、ざっくりぼらんに申し上げれば、お亡くなりになられた方が持っている「財産」や「負債」などを引き継ぐことです。

ポイントとなるのは、不動産や預貯金など、言わばプラスの「財産」を引き継ぐほかに、「負債」、つまり、「借金」についても引き継がなければならないことです。負債についても引き継がなければならないというのは、意外とご存知でない方も多いので注意が必要です。

例えば、500万円の遺産しかないのに、借金が300万円あったらどうでしょうか??

500万円の遺産は相続したいけど、借金は相続したくない!!おそらく、誰もがこのように考えることでしょう。しかし、日本の法制度では、プラスの遺産だけ相続し、マイナスの負債は引き継がないということは、認められていません。

そこで、このような場合には、「相続放棄」という制度を利用して、プラスもマイナスも全部引き継がないということにするしかないので。

相続放棄は、**家庭裁判所に相続放棄の申述をして、最終的に家庭裁判所から相続放棄をしたことの証明書**をもらう必要があるのですが、ここで、**要注意なのが、相続放棄というの、基本的には、お亡くなりになられた日**

から3か月以内に、家庭裁判所に申述しなければなりません(生前に相続放棄をすることはできません)。例外が無いわけではありませんが、基本的には、3か月を経過してしまうと、相続放棄が認められず、借金を引き継がなければいけなくなってしまいます。保証人になる以外に自分以外の人の借金を背負う可能性があるのが、相続なのです。

人がお亡くなりになられるというのは、人生の一大事です。悲しい気持ちをこらえつつ、葬儀のご準備をしたり、各方面にご挨拶に伺ったり・・・と、ご遺族が対応しなければならないことは多く、3か月はあっという間に過ぎます。

特に、問題となるケース
「借金があると思うが、いくらあるのか分からない」、「プラスの財産とマイナスの負債のどちらが多いのか分からない」

といったケースが考えられます(この場合、「限定承認」という方法もありますが、紙面の都合により割愛致します。)。このような理由があっても、3か月という期間を延ばすことはできません。

実際に、私のもとへご相談にいらした方で、相続放棄を希望していましたが、3か月を経過していたために断念せざるを得なかったことが何度もあります。

このようなことにならないよう、日頃から、負債のことなどについても、包み隠さず、ご相談できる方にお話をしておくよと思います。



濱川法律事務所 所長 弁護士 濱川 俊
当事務所は、東京都北区赤羽に所在し、北区及び周辺地域の個人の方及び中小企業様の法律事務のお手伝いをさせていただきという思いのもと、平成25年2月に設立した地域密着型の小規模事務所です。法律の専門家である弁護士として、迅速かつ的確な事案処理に努めます。法律問題でお困りの方は、まずは一度お問い合わせ下さい。

プロフィール
平成13年 3月 神奈川県立平塚江南高等学校卒業
平成17年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
平成19年 3月 慶應義塾大学法科大学院卒業
平成19年 9月 司法試験合格
平成19年11月 司法修習開始(群馬県前橋市)
平成20年12月 弁護士登録
平成20年12月 都内法律事務所勤務
～平成25年1月
平成25年 2月 当事務所開設

主な取り扱い業務/交通事故・債務整理・刑事事件・離婚業務・労働問題・遺言・相続 など